

新旧対照表

改正後

改正前

中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

平成 年分		氏名			
供用廃止設備の明細	資産区分	種類	①		
		特定機械装置等の名称	②		
		貸借年月日	③	平 . . .	平 . . .
		リース契約期間の月数	④	月	月
		指定事業の用に供した年月日	⑤	平 . . .	平 . . .
		指定事業の用に供しなくなった年月日	⑥	平 . . .	平 . . .
		指定事業の用に供した月数(⑥-⑤)	⑦	月	月
	税額控除相当額	リース費用の総額	⑧	円	円
		基準リース料(⑧× $\frac{60}{100}$)	⑨		
		税額控除限度額相当額(⑨× $\frac{7}{100}$)	⑩		
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年の特例計上取戻額	供用年の特例計上取戻額	⑪		
		⑪のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械等がある場合	⑫		
		⑫又は(⑫+⑬)	⑬		
		⑬ + ⑭	⑭		
		供用廃止設備のリース特別控除相当額(⑬-⑭(赤字のときは0))	⑮		
	供用年の翌年のリース税額控除実施額	供用年の翌年のリース税額控除実施額(⑮と⑯の少ない方の金額)	⑯	⑰	
		供用年の翌年における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額(供用年の翌年の特別控除に関する明細書(本表)の⑱)	⑲		
		供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額(供用年の特別控除に関する明細書(本表)の⑳)	㉑		
		供用年の翌年の特別控除に関する明細書(付表)の(㉒-㉓)	㉒		
		供用年のリース控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械装置等	㉓		
	リース取戻税	供用年分のリース取戻税	㉔		
		⑳又は(㉔+㉕)	㉕		
		㉕ + ㉖	㉖		
		供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額(㉖-㉗-㉘-㉙(赤字のときは0))	㉗		
		⑳ - ㉗	㉘		
供用年の翌年のリース税額控除実施額(㉘と㉙の少ない方の金額)	㉙	㉚	㉛		
供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	㉜		㉝の計		
供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	㉞		㉟の計		
供用年の翌年分のリース特別控除取戻税額の合計額	㊱		㊲の計		
供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細					
特定機械等の名称					
指定事業の用に供した年月日					
指定事業の用に供しなくなった年月日					
リース費用の総額					
供用年のリース税額控除実施額					
供用年の翌年のリース税額控除実施額					

平成 年分		氏名			
供用廃止設備の明細	資産区分	種類	①		
		特定機械等の名称	②		
		貸借年月日	③
		リース契約期間の月数	④	月	月
		指定事業の用に供した年月日	⑤
		指定事業の用に供しなくなった年月日	⑥
		指定事業の用に供した月数(⑥-⑤)	⑦	月	月
	税額控除相当額	リース費用の総額	⑧	円	円
		基準リース料(⑧× $\frac{50}{100}$)	⑨		
		税額控除限度額相当額(⑨× $\frac{7}{100}$)	⑩		
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年の特例計上取戻額	供用年の特例計上取戻額	⑪		
		⑪のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械等がある場合	⑫		
		⑫又は(⑫+⑬)	⑬		
		⑬ + ⑭	⑭		
		供用廃止設備のリース特別控除相当額(⑬-⑭(赤字のときは0))	⑮		
	供用年の翌年のリース税額控除実施額	供用年の翌年のリース税額控除実施額(⑮と⑯の少ない方の金額)	⑯	⑰	
		供用年の翌年における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額(供用年の翌年の特別控除に関する明細書(本表)の⑱)	⑲		
		供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額(供用年の特別控除に関する明細書(本表)の⑳)	㉑		
		供用年の翌年の特別控除に関する明細書(付表)の(㉒-㉓)	㉒		
		供用年のリース控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械等がある場合	㉓		
	リース取戻税	供用年分のリース取戻税	㉔		
		⑳又は(㉔+㉕)	㉕		
		㉕ + ㉖	㉖		
		供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額(㉖-㉗-㉘-㉙(赤字のときは0))	㉗		
		㉔ - ㉗	㉘		
供用年の翌年のリース税額控除実施額(㉘と㉙の少ない方の金額)	㉙	㉚	㉛		
供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	㉜		㉝の計		
供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	㉞		㉟の計		
供用年の翌年分のリース特別控除取戻税額の合計額	㊱		㊲の計		
供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細					
特定機械等の名称					
指定事業の用に供した年月日					
指定事業の用に供しなくなった年月日					
リース費用の総額					
供用年のリース税額控除実施額					
供用年の翌年のリース税額控除実施額					

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者である中小企業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第11項の規定による特定機械装置等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(3) 「⑩」欄から「⑫」欄には、供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等については記載せず、供用年の翌々年以降に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等についてのみ記載します。 （注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。</p> <p>(4) 「供用廃止設備の供用年に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の特定機械装置等で、既に指定事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(5) 「⑭」欄と「⑮」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑩」欄と「⑫」欄の金額をそれぞれ記載します。 （注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械等については、「⑩」欄のみに記載し、「⑮」欄には記載しません。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の3、平成15年改正前の措法第10条の6、平成14年改正前の措法第10条の7</p>	<p style="text-align: center;">特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者である中小企業者が租税特別措置法第10条の6第11項の規定による特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(3) 「⑩」欄から「⑫」欄には、供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械等については記載せず、供用年の翌々年以降に指定事業の用に供しなくなった特定機械等についてのみ記載します。 （注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械等に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。</p> <p>(4) 「供用廃止設備の供用年に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の特定機械等で、既に指定事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(5) 「⑭」欄と「⑮」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑩」欄と「⑫」欄の金額をそれぞれ記載します。 （注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械等については、「⑩」欄のみに記載し、「⑮」欄には記載しないことに留意してください。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の6</p>